

三重県立熊野古道センター指定管理者審査基準

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエート
管理に対する基本方針	基本方針が利用の平等性の観点から適切か	1	2	3	4	5		10
	設置目的と申請者の基本方針が合致しているか	1	2	3	4	5		
利用者の公平、公正な利用	事業計画の内容が利用者の特定化などの偏りがなくバランスがとれているか	1	2	3	4	5		
企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理・コンプライアンス（法令遵守）・環境管理への対応は適切か	1	2	3	4	5		

2 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエート
利用者の安全確保方策	利用者の安全の確保、事故防止対策は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		20
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
施設等の効率的で安定的な維持管理	維持管理が効率的で安定的に行われる適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
危機管理体制や緊急時の対応	緊急時等における危機管理対応は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
	研修や訓練など平常時の対策は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
個人情報の保護への対応	チェック体制や責任体制は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
	職員への教育・研修方法は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		

3 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエート
事業	提案された事業は実現可能であるか	1	2	3	4	5		40
	熊野古道及びその周辺地域に関するビジターセンターとしての機能を高めるための具体的な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
	来場者数を増やす具体的な方策が提案がなされているか	1	2	3	4	5		
サービス向上への取組	利用料金の設定は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
	熊野古道全般に関する窓口として、利用者目線に立ったサービス向上に向けた具体的な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
	施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
他施設等・地域の団体等との連携への取組	施設の効用を高めるための他施設等・他の団体等との具体的な連携策が提案されているか	1	2	3	4	5		
利用者の声の把握	利用者の声の把握及び反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5		
達成目標	利用促進・サービス向上・経費削減等の目標が適切に設定されているか	1	2	3	4	5		

4 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエート
収支計画	収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	1	2	3	4	5		10
	提案された事業が十分実施できる計画となっているか	1	2	3	4	5		配点ウエート
	提案価格（応募者が収支計画書において提案した県からの指定管理業務に係る経費）に対する評価 提案価格が最も低いものを1位とし、その配点を5点とする。2位以下の配点は、1位の価格（最低価格）との比率により算出する。※計算式：配点＝5点×1位の価格／提案価格	/						5

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエート
経営能力	施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか	1	2	3	4	5		15
	事業計画書に沿った管理を実施するための人員の確保は適切であるか	1	2	3	4	5		
組織体制、勤務体制	適切な組織体制や責任体制の提案がなされているか	1	2	3	4	5		
	提案事業内容が実施できる体制となっているか	1	2	3	4	5		
人材育成方針、研修計画	職員の人材育成に繋がる方針となっているか	1	2	3	4	5		
	業務に必要な研修があるか。人権研修等があるか	1	2	3	4	5		

合計	100
-----------	------------

※ 各項目の基準を3点とし、1～5点の5段階でそれぞれ評価します。
 ※ 採点化の際に生じた端数については、小数点以下第2位を四捨五入します。